

# 『被害防止ネット』ニュース

平成18年 3月10日

No.2号

[事務局] 小樽消費者協会 〒047-0031 小樽市色内1丁目9番5号 小樽市分庁舎内  
TEL 31-3682 (消費者協会事務局) 23-7851 (消費者センター)  
FAX 22-1345  
E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

## 消費者被害防止ネットワーク(被害防止ネット) 高齢者分科会開催

平成18年2月23日、小樽市分庁舎内(色内)において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」の高齢者分科会が行われました。

会議の冒頭、『被害防止ネット』内に高齢者分科会を設けることが承認され、また、分科会委員長に総連合町会の廣田事務局長を選出し議事が進められました。

最近の被害報告として、小樽警察署から「昨年小樽署で約40件、約四千万円のオレオレ詐欺の被害がありました」被害に遭わないために「こちらから身内の名前を絶対に呼ばない」また「携帯番号が変わった」と言われたり「声が違う」と感じたりしたら、一人ですぐにお金を振り込まずに周りの人や警察に相談していただきたいなどのお話がありました。

続いて、消費者センターからは、これまで若者や中高年に来ていた架空請求ハガキが昨年11月頃から高齢者にも届くようになりました。若者、中高年層はこうした架空請求については無視するという対処法を知っていますが、高齢者はハガキに記載されている連絡先に電話を掛けてしまい、高額な金額を請求されたり脅かされたりしてから消費者センターに相談に来ているケースが多いことなど報告がありました。また、認知症の高齢者に成年後見制度を利用し成年後見人をつけたことにより布団の次々販売の契約を取り消すことができたことなど事例発表されました。

## 各団体から

今回出席した訪問介護事業所連絡協議会、介護支援専門員連絡協議会、民生委員協議会、老人クラブ連合会等から布団の訪問販売や住宅リフォームなどの訪問販売での被害実態について報告があったほか以下の報告や要望がありました。

◎ チラシを見て展示販売の高額な仏像を契約してしまって高額な支払いをしている。

◎ 今年の大雪で、『除雪させてほしい』と札幌の業者が訪問してきて、除雪作業が終わると高額な金額を請求された。市外や見知らぬ業者に頼まなければ良かったという声も聞かれた。

◎ 孫を装って「友達から預かったアルバイト代を落としてしまった。すぐ返さないとならない。指定の口座に振り込んで。」という電  
裏面へ続く

話があり、郵便局へ行って送金をお願いしたところ、郵便局員の機転により振り込め詐欺であると判明し被害を免れた。

◎ 警察や民生委員で独居家庭への巡回を強化してもらいたい。

など、多くの報告や意見が出されました。

また、消費者センターから雪解けとともに排水管点検や床下点検などの訪問業者が来ると思うが、住宅リフォームなどの被害については、

本当に改修工事が必要なのかという見解を聞くため建築士事務所協会にも当ネットワークに参加してもらっているので利用していただきたいと話がありました。

不審なことを見聞きした場合は消費者センターに連絡をし、また、独居老人については地区の民生委員が把握しているので連絡を取り合いながら被害防止に努めていくことを確認し分科会を終えました。

## 消費者センターから

### ◎ 除雪の訪問販売

「除雪しますよと見知らぬ男性が自宅を訪れてきた。作業が終わったら高額な請求を受けた。」という相談や昨年には「除雪を頼んだ業者が春先に床下点検で再訪し、不必要なリフォームの契約をしてしまった」という相談もありました。除雪を頼んでも訪問販売の場合は8日以内であればクーリングオフができます。

### ◎ 住宅用火災警報器の訪問販売

就寝中の火災死亡事故を防ぐため一般住宅にも火災警報器の設置が義務付けられます。新築・改築の場合は平成18年6月1日から適用され、既存の住宅は小樽市の場合5年間の猶予期間があります。

こうした消防法の改正を逆手に取り「全ての住宅に設置が義務付けられた。点検も義務付けられた。」など偽って販売したり、消防職員のふりをして販売や点検をしたりすることが他県において報告されています。

消防職員が住宅用火災警報器を販売や点検をすることはありませんし、業者による点検も必要がありません。

火災警報器はホームセンター等で販売しています。点検も仕様書を確認し自ら行うようにしましょう。

### 被害防止ネット事務局からのお願い

以前にもお知らせしていましたが、事務局から緊急情報を流したり逆に皆さんから情報をいただいたり、双方向の情報交換を行っていきたくと考えています。

パソコンメールかファックスを利用します。

事務局のパソコンにアドレスを登録したいので下記へメールをください。

メールアドレスがない場合は、ファックス番号をお知らせ願います。

E-mail: [otarushouhi@air.ocn.ne.jp](mailto:otarushouhi@air.ocn.ne.jp)

Fax ; 22-1345